

会 議 録 目 次

平成23年第5回海田町議会9月定例会（第2日目）

平成23年9月7日（水）午前9時00分開議

日程第1	一 般 質 問	
	○原田幸治議員	3
	○宗像啓之議員	8
	○西山勝子議員	11
	○前田勝男議員	20
日程第2	請願第1号 畝保育所の移転建替整備に関する請願書	28
日程第3	第28号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
日程第4	第29号議案 海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について	33
日程第5	第30号議案 海田町暴力団排除条例の制定について	36
日程第6	第31号議案 海田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	42
日程第7	第32号議案 平成23年度海田町一般会計補正予算（第3号）	44
日程第8	第33号議案 平成23年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）	53
日程第9	発議第8号 政党助成金（交付金）の廃止を求める意見書案について	54
日程第10	発議第9号 尾崎川水系河川整備計画の早期実施を求める意見書案について	57
日程第11	発議第10号 東広島・安芸バイパスの建設促進を求める意見書案について	58
	（閉 会）	58

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 山 岡 寛 次
副 町 長 三 宅 信 行
企 画 部 長 大 久 保 裕 通
総 務 部 長 内 田 和 彦
福 祉 保 健 部 長 窪 地 満
建 設 部 長 野 間 宏 紀
会 計 管 理 者 木 原 晴 彦
企 画 課 長 門 前 誠 司
財 政 課 長 鶴 岡 靖 三
総 務 課 長 植 野 敏 彦
税 務 課 長 花 本 則 之
生 活 安 全 課 長 臼 井 真
住 民 課 長 伊 藤 仁 士
社 会 福 祉 課 長 飯 森 靖 彦
こ ど も 課 長 森 川 雅 枝
長 寿 保 険 課 長 加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所 長 湯 木 淳 子
都 市 整 備 課 長 飯 田 義 光
建 設 課 長 久 保 田 誠 司
下 水 道 課 長 武 田 昭 典
教 育 長 小 谷 桂 司
教 育 次 長 多 幾 山 晃 年
学 校 教 育 課 長 小 田 原 か お り
生 涯 学 習 課 長 佐 々 木 正 樹
収 税 対 策 室 長 中 下 義 博
町 民 サ ー ビ ス 室 長 奥 谷 正 則

○13番（原田）13番、原田でございます。3点について質問させていただきます。

まず、入札についてお伺いいたします。3月議会で申し上げましたけれども、建設コンサルタント等業務委託に関する入札でございますが、低価格入札が続いておる中で、副町長から答弁いただいておりますけれども、今、入札に関する規則の変更はどのように変わっていったのでしょうか、お伺いいたします。

それから、第2点目、東日本大震災の支援についてお伺いいたします。大変失礼な質問通告を書きましたけれども、訂正がありますので、直していただければと思います。大震災発生後、町から、私は350万というふうには書いたんですが、450万の間違いです。失礼いたしました。それから、議会から30万円の義援金を送金させていただいておりますけれども、ほかの支援策として、昨日も発表がありましたが、保健師の派遣等がありましたが、被災者等を受け入れるなど、義援金以外の支援の策は講じられたのでしょうか、お伺いいたします。

3点目、庁舎移転につきましてですが、昨日以来、町長からも答弁がございましたので、もう一度確認させていただきます。海田市駅南口への移転計画に大幅な変更を余儀なくされております。協力を得られるということで進んでおりましたJRが自分の土地については自分のところで計画を持っていくという発表がありました。それで、結局地権者1人の土地に絞られて計画が提示されてまいりましたけれども、これについて町長の言われる町の発展に寄与できるという根拠を明らかにされたいと思います。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日もよろしく申し上げます。

それでは、原田議員の質問に答弁いたします。

まず、入札についての質問でございますが、測量・建設コンサルタント等業務における最低制限価格制度の導入については、予定価格の70%を下らない範囲でその都度決定するものとして要綱を制定し、平成23年7月20日から施行しております。

続きまして、東日本大震災の支援についての質問でございますが、行政報告で申し上げますとおり、9月2日現在で個人からの義援金956万6,721円を送金しております。また、物的支援といたしましては、町備蓄の乾パン1,008食、毛布300枚、簡易トイレ50台等に加え、個人から受け付けたタオルや保存食等を県を通じて被災地に搬送いたしております。人的支援といたしましては、保健師が6月12日から18日の7日間に1名、ま

た、7月7日から13日の7日間に1名、計2名が福島県郡山市において健康相談等の業務に従事いたしました。

続きまして、庁舎移転についての質問でございますが、駅南口へ新庁舎を建設することで、町の玄関口にふさわしい機能を付加できるとともに、土地区画整理事業と整合したまちづくりが可能となり、地域の活性化と利便性の向上が図れるものと考えております。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田） それでは、再質問いたします。まず、入札についての件ですけれども、7月から規則を改正されてやられておりますが、今年度に入って4月以降から規則改正に至るまで、私の記憶の中で、例えば国信地内にあります環境センター、ここの解体をするということで、解体にかかわる業務の委託の発注だったと思うんですが、これに関して予算現額と入札率がわかれば、担当からお知らせいただきたいです。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）ごみ焼却施設解体工事に伴う実施設計業務の予算現額でございますが、予算現額については、済みません、今、資料を持ち合わせておりませんので、落札率だけ報告させていただこうと思いますけれども、この入札の落札率は約25%でございました。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）かなり不用額が出たような結果ですけれども、これについて、契約されて進んでいくと思いますけれども、契約に至るまでにこの低価格の入札の金額について精査はされておられるでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）本町におきましては低入札価格の調査制度を導入しておりませんので、入札価格制度の調査は行っておりません。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）25%の落札率ですから、えらく、ひどく安いという部分は、もう規則を変えられたということなので、今後はないと思いますけれども、やっぱりしかるべき調査をして、本当にできるんですかという部分、それから、業務が終わった後、本当にこれでよかったんですかというような書類の提出を求めるべきだろうと思うんですが、その辺、今後、規則に定められるようなご予定はございますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）このたび最低制限価格制度を設けましたので、以前のものについて新たに調査するとかそういった規則を設けるつもりはございませんが、おっしゃられましたような、落札率が低い事業につきましては、完了検査等を十分行いたいと思っております。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）それでは、2点目の方に参ります。東日本大震災について町長から答弁がありましたけれども、被災者の中で、例えば地元を離れられて県外の方へ行かれたとかというようなニュースも出ていましたけれども、例えば海田町も、そういう被災された方で、この辺に身寄りの方、もしくは行き先を求められて来るというようなところの支援はいかがでしょう。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（内田）現段階では本町に被災地から転入された方はございませんので、そういう取り組みは現在行っておりません。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）それは結果はそうなんですけれども、当町でもそういう受け入れは可能ですよというような情報の発信があったかどうかをお伺いしたいんです。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（内田）被災された後に本町における受け入れ可能施設については、県を通じまして被災地の方へ報告しておりますけれども、結果として被災地から本町の施設を利用したいということはありませんでした。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）まだ3月11日に災害が起きまして半年ですけれども、いろんな事情の方が今から出るような情報が出ておりますので、その辺も含めて受け入れの方も少し情報発信していただきたいと思います。

それと、庁舎移転に関する質問に移ります。いろいろと町長から情報発信されて、このような計画で進みたいという部分で業務委託も発注されて、その業務の結果も出ていますけれども、結局はいわゆる地権者1人の土地にかかわっての計画が最終的に出ました。庁舎の位置もこの位置にしますよと。それから、隣接する土地の部分についてはいわゆる集合住宅を建設するというだけでとまっているんですけれども、これ

が本当に町の発展になるのかどうかをもう一度お願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）駅前への利便性については再三私が議会でも答弁したり、委員会でも出ていますが、利便性の町の発展につきましても商工会ともいろいろ話をした結果、駅前にやはり何かキーポイントのものがあれば、まちに対しても大きく発展の余地があるというふう聞いております。そういう海田町のいろんな企業等も回っているいろんな意見を聞いた中での判断でございます。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）町長独自というか、町内を回られて皆さんの意見を集約されたということなんですが、どなたがどのように言われたかは問いませんが、過去にも何度も同じ質問をさせていただいておりますけれども、例えば、じゃ、アンケートに関する部分の数字はこことどのように絡めてお考えでしょうか。町営プールの跡地で42%、今の町長が言われる駅前で36%、現在地が18%というように出ていますが、最大多数であった42%の住民のアンケートの結果についてはこれと絡めてどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この件につきましても、アンケートを出した時点では海田中学の用地は広島市の共有部分というのがはっきりわかっておりませんでした。その結果そういう形になったと思いますけれども、私は再三申し上げておりますように、アンケートはアンケートとしてそれぞれ判断しておりますけれども、広島市との共有の土地であるとともに、学校の教育の場としての子どもに対する用地にこれを活用したいということは昨日答弁したとおりでございます。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）それでは、今の町営プールの跡の利用も含めてですけれども、例えば昨日も一般質問でほかの議員から出ましたが、県の合同庁舎のところへ仮庁舎という話の中で、もう一つ突っ込んで、あそこへ最終的に本庁舎を移転するという方向でというお話もありましたけれども、最後の確認になりますけれども、どうあっても町長は姿勢を曲げないというお考えなのでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）昨日も答弁したとおりでございます。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）もうずっとやってきましたけれども、ずっと水かけ論のような話になりますので、もう一度町民の信を問うという部分で町長は3選を目指すと言われてましたが、もう一遍意思を確認してみようじゃないかというお気持ちは全くないですか。町民からの意思。この前は3,000件にアンケートを出して千六百数件で回答があったと。その結果ですが、そのときのコンサルタントの結果では、94%ぐらいはもうどこへ出しても同じ結果になるでしょうというような回答をいただいておりますけれども、その辺はもうやりませんというおつもりでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）それについては今後検討してみたいと思いますけれども、今現時点では、やるつもりはございません。

○議長（久留島）5番、宗像議員。

○5番（宗像）5番、宗像です。今日は2点ほど質問させていただきます。

8月21日の朝の大雨については、最大時間雨量が35ミリを超えており、今年も曾田地区において道路冠水が起き、通行どめを行っておられます。しかし、今まで冠水していた蟹原地区や中学校裏の方につきましては冠水していないと報告を受けております。これは県道矢野海田線に整備した雨水幹線の整備が完了した結果ではないかと思っております。広域的には整備が進んでおりますけれども、この地区についてはおくれており、抜本的な対策が必要ということで昨年質問したところ、竹貞ポンプについて計画の変更を行い、24年度には工事にかかりたいという説明がありましたが、現在どのような状況になっているか、お尋ねします。

次に、畝保育所の建替えについて。執行部は、ふるさと館を解体して、そこに移転する計画を進めておられます。このような移転計画においては、保育所の移転とふるさと館の機能移転の方法及び現在の跡地利用の方向性についての検討をセットで検討すべきであると思います。これらの総合的な点について町長はどのような方向性を考えて検討しておられるのか。特にふるさと館については、これまで利活用を図るべく取り組んだが、十分な成果は上がっていない、機能の再度見直しを行い、郷土海田を慈しむような事業展開ができるよう検討すると答弁されております。検討結果はどのようなになっているのでしょうか。

また、全員協議会の中で、我々議会に再度説明する気はないかと申し上げたところ、議会に対する説明よりも地元や保護者の説明会を優先させたいとの説明を受けました。

既に説明会を行ったのかどうか確認します。行ったのであれば、それに対する反応はどのようなだったか、お答え願います。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）宗像議員の質問に答弁いたします。

まず、冠水対策についての質問でございますが、竹貞ポンプ計画の進捗状況につきましては、現在、事業認可変更の手続きを行っております。手続き完了後に実施設計業務を発注し、来年度から工事を実施する予定でございます。

続きまして、畝保育所の建替えについての質問でございますが、まず、ふるさと館の機能移転については、大江議員に答弁したとおりでございます。次に、畝保育所の跡地利用については、今後、地元の皆さんのご意見をお聞きしながら判断してまいりたいと考えております。

続いて、保護者への説明については、4月26日及び6月28日に実施させていただいております。保護者の皆さんからのご意見として、早期にふるさと館用地を利用して建替えを望む意見がございました。また、地元への説明会については近日中に行っていく予定にしております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）まず、ふるさと館の現状について確認させていただきたいんですけども、昨年度の決算ベースで考えたとき、これからあの建物が耐用年数に至るまでの間、どのぐらいの経費がかかるか、教えてください。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木）ふるさと館の運営経費でございますが、概算でございますが、平成22年度決算ベースで運営経費が1,000万ほどかかっております。それで、耐用年数に達するまであと34年でございますので、仮に22年度決算ベースで計算しますと3億4,000万円の運営経費が必要になると思われま。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）あくまでこれは維持管理費だけで、それ以外に今から当然報酬とかが出てくれば、もっともっと費用がかかるというふうに理解してよろしいですね。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木）そのとおりでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）ふるさと館の機能については、6月にも質問させてもらったように、郷土の歴史が残っている大事なものがあると思うんです。そうかといって、入館者数1万人強ですね、確か。そうすると、時間当たりに勘定すると1年間の開館を合わすと1人、2人の勘定になってくると思うんです。そこらあたり、1人、2人に対してそれだけのお金をかける必要があるかという問題は確かに私はあると思います。ただ、歴史とかいうものはお金で買えないものがある。だから、当然お金で買えない部分をどこかでやっぱり何かをしなきゃならないと私は思うんです。たとえ余分なお金はかかっても、そういうものを後世のために残していく、こういうのも絶対に必要になってくると思うんです。その辺も含めて6月からずっと同じような質問をさせていただいております。機能をどうするのかということの中で、昨日、町長から千葉邸も含めて検討させていただくとおっしゃられました。改めて確認させていただきます。あそこへ、ふるさと館のところに畝保育所を持っていくのであれば、再度確認の意味で、今後の機能と跡地利用を地元の意向を聞きながらではなくて、町長としてこういう気持ちがあるんだよということをお聞きしたいんですが、お願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに跡地利用の問題は、昨日も質問の中にありました避難場所の問題も含めて、地域としての活性化につながるようなものを、例えば集会所とか、一つの子どものちびっこ公園的なものも含んでできる可能性があるということを含めて、地元としっかり協議をしながら、跡地の利用について検討していきたい、こういうふうに考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）それともう1点、これはちょっと話がそれるかもわかりませんが、現在でも幹部会議とか企画会議というのはやられておられるんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）どちらの会議も実施しております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）この移転問題で何度か職員の幹部やなんかともお話をさせていただきました。ふるさと館の機能をどうするのかと何度もお聞きしたところ、こういう答えが返ってきました。あれは教育委員会だと。これはちょっと間違いじゃないのかと私は思うんです。そういう企画会議やら幹部会議をやられるのであれば、町長として、ふるさと館

のところへ保育所を持っていくのであれば、当然その中で調整を行って、町の職員として全体が意識を持って行うべきじゃないのかと私は思うんです。そういう意味で、今回も再確認させてもらったのは、本当にどういう意図で畝保育所を動かそうとされるのか、きちんとした格好でお聞きしたかったということなんです、こういう調整はやられたんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）企画会議、幹部会議の議題とはしておりませんが、関係部局において調整しております。今後、町の方針を決定する段階においては企画会議で決定することになると思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）それと、全員協議会で説明がありました、地元協議とか地元説明会を優先させてもらいたい。当然、それが終わればわれわれに対しても、それを優先するのであれば、した後必ず、こういうことでこういうふうになりましたということで意向とかいうものを報告する場が必要になるんじゃないかと思えますし、そういう場でまた改めて、町長が思われている部分についてきちんと説明をもう一遍いただいて我々の賛同を受けなきゃいけないかと思えますが、いかがでしょう。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）そういう場を設けるように検討させていただきます。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）じゃ、ぜひ設けていただいて、我々の賛同を得られるような努力をしていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（久留島）11番、西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。5項目10数点について質問いたします。

まず、子育て支援について質問いたします。子育てをされる住居での問題なんですけれども、子育ての住居内での事故防止など、生活環境の向上を図るために、子どものいる家庭が住宅をリフォームする場合に、費用の一部を補助する制度を導入するお考えはありませんでしょうか。

次に、地籍調査について質問いたします。我が国における土地に関する記録の約半分は明治時代の法改正によってつくられた地図をもとにしたもので、土地の境界が不明確であったり、測量も不正確であったりするため、土地の実態を正確に把握する地籍調査

が必要なための地籍調査に係る法律は、昭和26年に国土調査法が成立いたしました。また、昭和37年には国土調査促進特別措置法が成立いたしました。しかし、全国で地籍調査が実施済みの土地は約半分にとどまっているのが現状でございます。そこで、国土交通省といたしましては、平成22年、国土調査促進特別措置法と国土調査法の一部改正法が成立いたしました。今回の法改正は地籍調査の迅速化を図るために行われました。そこで、質問いたします。

我が町は進捗率がゼロ%ですけれども、このことに対してどのようにお考えでしょうか。

2、今後、地籍調査の実施計画は明確に立てられるのでしょうか、どうでしょうか。

次に、海田市駅南口区画整理事業について質問いたします。海田市駅前南口区画整理事業は5.8ヘクタールから2ヘクの変更になった後、予定工程表が平成21年7月に示されました。そこで、質問いたします。

まず、T地権者の物件移転は平成22年4月から平成23年9月となっております。また、J地権者の物件移転は平成22年4月から平成24年1月となっております。また、その資料に庁舎建設工事は平成23年10月からとなっております。もともと庁舎建設はT地権者の土地を考えられていたのではないのでしょうか。

次に、土地利用構想はそのとき、どのように立てられていたのでしょうか。

3、当初の予定工程表と現在は随分乖離がありますが、再度工程調整をされ、示される時期はいつでしょうか。

次に、今回の区画整理事業は国土調査法第19条第5項の指定を受けられる予定はありますかでしょうか。

次に、庁舎建設について質問いたします。新庁舎建設は、移転して建設する場合は最終的に議員の3分の2の賛成が必要であり、現在地以外に建設するのは大変なことでございます。今、新庁舎建設の箇所が決まらない理由の一つの大きな要因になっていると考えております。そこで、質問いたします。

本年度5月に基本計画が公表され、大型複合建設はJRがもともと単独で事業をするということで、夢でした。また、庁舎建設事業費も、当時19億と示されておりましたが、この基本計画では28億となっております。平成22年6月19日、中国新聞に町長は、庁舎の基本計画をつくった上で議論したい。議会が認めないなら、説明会で町民に判断してもらうこともやぶさかではないと、記事が載っておりましたが、基本計画で複合施設の

保留床を買って建てるのが夢であり、この基本計画ではT地権者の土地を購入し、事業費も19億から約28億の工事費でございます。私は町民にいち早く説明する責任が発生していると判断いたしますが、町長のお考えはどうでしょうか。

次に、平成22年6月議会におきまして、県の海田庁舎が売却方針であることを受け、質問いたしました。町長は、どういう形で県がそういう形になったかということ、改めて、トップ会談と申しますか、関係部署を含め、話を聞きに行ってみたい、こういうふうに思っておりますと答弁をされました。1年以上経過しておりますが、話を聞きには行かれましたでしょうか。

次に、海田庁舎が11月以降では空き施設になってしまい、県財産管理課は町のことを聞いた上で活用策を検討したいと言っておりますが、現在、県から打診はありましたでしょうか。

最後に、町長交際費について。平成23年度予算におきまして、町長交際費が150万円でございます。平成22年は135万円でしたので、この財政の厳しい時代に交際費アップはいかなものかと疑問をいたしました。町長は営業に必要ですと答えられました。そこで、町長の言われた営業という言葉で質問させていただきます。

- 1、現在時点での執行金額は幾らでしょうか。
- 2、その中に、営業に使われた金額は幾らでしょうか。
- 3、今後の営業執行見込み額は幾らを予定されていますでしょうか。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問に答弁をいたします。

まず、子育て支援についての質問でございますが、6月議会で岡田議員へお答えしましたとおり、住宅リフォーム助成制度を検討する中で、子育て支援としての対応を考えてまいります。

続きまして、地籍調査についての質問でございますが、地籍調査の意義については十分認識しておりますが、登記されたすべての土地について境界を確定の上、測量を実施し、地籍図を作成していくとなると、相当長期にわたって取り組んでいかななくてはなりません。したがって、途中で事業を休止したり、実質的に放置したりすることのないよう、十分な体制を整えた上で取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、海田市駅南口区画整理事業についての質問でございますが、1点目については、当初の計画では区域全体を対象とした共同建物を想定しておりましたので、ご

指摘の地権者の土地だけを想定したわけではありません。

2点目については、商業施設や公共公益施設など様々な機能を持った施設を整備し、にぎわい交流空間の創出を目指したものでございます。

3点目につきましては、今年度の進捗状況によっては、来年度工程表を見直す必要があると考えております。

4点目については、指定を受ける予定としております。

続きまして、新庁舎建設についての質問でございますが、1点目については、今後、議員の皆さんのご意見をお聞きしながら、新庁舎の規模や機能等のある程度煮詰めることができた段階において、広報や説明会を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

2点目と3点目につきましては、崎本議員の質問に答弁したとおりでございます。

続きまして、町長交際費についての質問でございますが、1点目の執行額については、8月末の時点で42万6,800円でございます。

2点目につきましては、職員の葬儀などへの支出を除いた32万7,800円でございます。

3点目につきましては、予算の範囲内で適正に執行してまいりたいと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）じゃ、再質問いたします。まず、子育てのための住宅リフォームですが、考えられた住宅リフォームに、子育ての住宅もそこに入れて考えていくという方針であるということをお聞きいたしました。この施行といいますか、来年度をもう予定されているのでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）6月の定例会で答弁しましたように、現在広島県において助成を始められたこともあり、今後これらの状況を見守っていきたいということで答弁しておりますので、現在その状況を確認した上で今後のことを検討していきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）じゃ、予定であって、その事業を展開するというまでには至っていないと判断せざるを得ないんですけれども、どうも県のリフォームの助成事業は本年度で終わるといような情報も聞いておりますけれども、そうすれば、なおさら町で引き続いてこの助成制度を行っていかないと、町民のサービスが低下すると思いますけれども、

その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）それらを含めて現在検討しております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）次に、地籍調査でございますけれども、広島県の実施状況ですけれども、県内でゼロ%は2自治体しかないわけなんです。まず、その2自治体の一つに海田町が入っているわけでございます。今までも国土交通省は10年スパンで随分促進を促してこられています。そのときには農地を重点的に地籍調査したらどうかという提案もあったでしょうし、いろいろあります。でも、現在までされていないことに対して私は危惧しております。先ほどの答弁では、途中でできなくなったらいけないからおっしゃいましたけれども、ある自治体では、経済が厳しいから休止させてくださいという、休止ということも認められているわけですね。財源がちゃんとなってきたときにはまた続けられているところもありますし、また、この事業は補助が、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の持ち出しでございますし、また、その4分の1の中から特別地方交付税で5%がまた付加されているわけなんです。もちろん人件費が入っておりませんので、町にとっては負担になりますけれども、まず、本年度、昨年法改正になってから特に推進を国が言っておりますのは、官官の境界、官民の境界線の調査、また山林を境界上するため調査するという事なんですけれども、海田町も町有林を随分抱えております。そういったしますと、今回の国の方針である官民境界、山林をまずもう手がけてもいいのではないかと思います。そのために国も補助制度を拡充してきておりますので、今で言えば、何年度からという答弁もありませんし、何もないんですけれども、これは先延ばしにするほど……。メリットがたくさんあるわけですね、この調査は。しかし、先延ばしをするとしかお考えになっていらっしゃるんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この調査の重要性、それから財源措置については議員がおっしゃられるとおりでございますが、一番はやはり人的体制が直ちにとれるかというところに尽きると思います。町長答弁にございましたように、十分な体制がとれるという判断をした段階で取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）ご存じだと思いますけれども、これは国が何十年にもわたってやっと今、

全国で50数%の調査が終わっているんですけども、結局この地籍調査がなぜ大事かといえますと、まず、現在のままでは土地の境界が不明瞭であり、土地取引等にリスクが発生している現状がございます。また、現実には町が何か施策を展開しようと思ったときにも境界確認に時間と費用を要し、都市再生等のまちづくりに支障を来すと。また、今回も言われておりますけれども、この地籍調査をしているところと、していないところで、災害復興が随分違うと言われているんです。これは大きいんです。海田町は地理的に恵まれていますから、そんな災害などはないわと思われるかもしれませんが、実際、阪神・淡路大震災のときには、都市部ですからあまり進んでおりませんので、復興に随分時間と費用がかかった。しかし、今回の東日本の災害の場合は、この地籍調査がちゃんとなっているので、復興が早いと言われているんです。ですから、人的云々、もちろんそれは採用計画を見直していただかないといけないかもしれませんが、やはり早急に、町民の皆様の本当の意味での財産を守るためには、やるべきことをやる。国の方針で、持っていらっしゃる土地を明確にするという最も大事な、人間で言えば戸籍ですね、それと同じような、土地の戸籍、面積を明確にするというものが大事なんです。また、今先ほども述べましたけれども、海田町も町有林を有しております。山林の境界が不明瞭なことにより、適切な森林施工に支障を来しているということもございます。無駄は省かないといけませんけれども、町民のためにやらないといけない、費用をかけた方がより町民にとって安全・安心に暮らせるという施策であるならば、やはり一刻も早く展開すべきと判断いたしますけれども、最後に、いつをめぐりに進めていきたいと思っていらっしゃる、要望でも構いませんので、ご答弁願えませんか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）繰り返しになりますが、十分な体制がとれると見きわめた時点でと考えておりますので、具体的にいつからというのは現在考えておりません。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）次に移ります。区画整理事業ですけども、もちろん初めは多目的大型複合施設を検討しておりますと。にぎわいと活性の土地利用構想を立てていましたという答弁でございました。しかし、この予定工程表を見ますと、私は不思議でいけなかったんです。千葉倉庫の移転が済んだときから即庁舎の建設工事に着手するという方向性になっているんです。JRの移転が終わるのはそれから半年後なんです。じゃ、これをなぜ一緒にされなかったかということなんです。それが、次に22年、1年後のスケジュ

ールが発表になったときには、物件移転は一緒にはなっておりませんが、そのときの庁舎の予定は、JRの物件移転が終わったところから入ることになっているわけなんです。私は今回、もともとJRと交渉もされなかったのに、ずっと言い続けてこられた責任は大きいと思いますし、基本計画を策定されたときに事業費が10億から増額になっているんです。それで、今回の収支見通しを見ますと、新庁舎建設の28億の財源確保をどうするかという見通しを立てられております。その中にいきますと、この補償以外は全部町債で賄うと、収支見通しで書かれているんですね。そういたしますと、10数億をそのときに町債を発行する、借金をするという事なんです。それが19億であれば、借金がその半分以下ですね。今の時代に、物件補償費以上の借金をしてあの庁舎を建設すると。私は今の時代から見て、考えられないことなんです。そのことを私は明確に町民に説明する責任があるのではないですかと問いました。その答えは返ってまいりません。しかし、基本計画はあの3カ所に絞って説明会をされ、アンケートをとり、でも、なおかつ駅前と町長は主張されてまいりました。場所も変わり、複合大型施設の保留床を買うのではなく、1地権者の一部を購入して建てると。ましてや建設費は、今まで説明されてきました19億ではなく28億でございます。これはリーダーとして町民にこういうふうになりましたということは早急に説明責任がある。ましてや、町長選挙が目の前でございます。その前に、明確にこういう方針で駅前に庁舎が行きますというのは説明責任があると判断いたしますけれども、その点についてももう一度ご答弁願います。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この駅前の庁舎の問題につきましても、再三庁舎建設特別委員会とか委員会で何度も答弁しておりますように、海田町の場合は連続立体交差の事業によって庁舎が削られると申しますか、とられるわけですね。そのために庁舎の移転の話が浮いてきたわけなんです。そのことを基本に考えていただきますと、どこの場所においても移転に対する費用はかかるというふうに判断しておりますし、また、せつかく50年に一遍ぐらいか60年に一遍ぐらいしかできないような庁舎の問題にすべての機能、と申しますと、今の危機管理の問題とか、利便性とか、町民に信頼される使いやすい庁舎というのを原点に返って私は考えた結果、確かに事業費は高くなっておりますけれども、その中の機能が、町民のサービスが低下することのないようなことができたなら、十分その費用に対しては理解がいただけると確信を持っております。そういう時点におきまして、できま

したら、海田町にはいろんな施設がございますが、いろんなところへ散在しております。そういうことも含めて、一緒にやって、小さいものは大きくできませんが、大きなものはまた小さく、それぞれ中に入って仕事ができる体制もできるということをあらわして、改めてまた町民にもしっかりその機能、中の様子、町民に対するサービスの問題も含めて十分に説明したい、こういうふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）時期についてはいつを想定されていますでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）いずれこちらの方である程度のもものがまとまったらさせていただきたいと思えます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）庁舎特別委員会で云々ということがございましたけれども、改選前の10数回の庁舎特別委員会、今議会の構成になってまた10数回の庁舎特別委員会、すべて大型複合施設を前提として、そのことを前面に出されながらの庁舎特別委員会でございました。この時間的な無駄は何だったんでしょう。また、今、時期を見てとおっしゃいますけれども、大型のものをつくるから費用が要る、私はそういう問題ではないと判断いたしております。

質問は次に移りますけれども、海田庁舎。私は、先ほども質問いたしましたけれども、県が売却するということに一般質問いたしました。そのときに町長は行きますと言われて、昨日の崎本議員の答弁で、数週間前か数日前かわかりませんが、県に行かれたというご答弁を崎本議員のときにされました。今年の8月18日の中国新聞に、ここに書かれているのは恒久的な活用策と書かれているんですね。この恒久的な活用策というのは、やはり私が質問したときと同じように、県は売却、売るという方針と私は判断しておりますけれども、副町長が話しに行かれたときの話の中で県の方針はお聞きになりましたでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）県の方針と申しますか、財産管理課としては売却の方向で考えていると。

しかしながら、町の考え方も今後聞いていきたいという形で、今回は新聞報道された内容の確認とかそういうところでしたから、まだ正式な方針という形は聞いておりませんが、事務当局としては売却したいという意向であったことは確かでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）県が売却方針ということになりますと、仮庁舎にしろ、あそこに庁舎が行くにしろ、購入ということになると思うんですけども、その辺について、ですから、恐らく仮庁舎でも買ってくださいということになろうかと思えますけれども、そのときに町長はどのようにご判断をなさるでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今申しましたように、まだ売却という方針を伝えておりませんので、私どもとしては仮庁舎期間中は借りたいという話を当日はして帰っております。昨日もご答弁申し上げましたが、まず今の庁舎を見せてほしいという話をしておりますので、現在その調査をしておりますので、そこら辺を踏まえて、今後、町としての考え方を検討し、さらに、今度はそれを伝えた場合の県からの正式な方針等が伝わってくると思えますので、その中で検討させていただきたいと思えます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）最後に、町長交際費でございますけれども、平成15年、前町長のときの予算額は105万でございます。平成16年、山岡町長が予算を作成されたときから150万でございます。平成22年に135万に減額されました。今、現実、現場、役場の中で予算を組み立てるときに10%カットで予算を編成しなさいという中であって、本年度平成23年度、町長交際費はまた150万となりました。それで今回質問させていただいたんですけども、平成15年から平成22年までの執行率を調べてみますと、平均ですけれども、71.1%。一番たくさん執行されたのが平成17年で130万7,790円で、87.2%でございます。この流れからいきますと、せっかく行革の中であって、平成22年度135万円と、15万円減額されたわけですけれども、これは本年度増額にされる必要性はなかったと私は判断いたしますし、また、言葉が営業という言葉ではなくて、やはり町長としての交際上要る費用であると私は判断しておりますが、その2点について、町長のご答弁をお願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）交際費の問題はその時々によってかなり変化してくると思っております。以前にも決算委員会のときも議員から、町長交際費を上げたらどうかということも指摘をいただいたこともございます。そういう中で外交的な、我々がいろんな仕事をさせていただく中で、いろんな形で交際費を執行させていただかなきゃいけないというのがあります。今、自治体も企業も一緒です。やはり営業的な活動をして、少しでも予算をもら

ってきて、そして住民の負託に応えるのが現在のやり方じゃないかと思しますので、たとえ自治体といたしましても、私たちは自分から出て行って、いろんなことで交渉とか、いろんな省庁との交渉権を含めて営業するような時代であるというふうに自負しながら今日やらせていただいております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）私は何も、交際費がいけないとか云々とか言っているわけではないんです。これはやはりリーダーとして、要るものは要るわけですから。しかし、この執行率、平成15年から、すべて述べさせていただきますけれども、執行率は79.4%、83.2、87.2、74.6、60.9、71.0、55.3、57.3という執行率なんです。執行残が随分残っているわけなんです。やはりこういうことを精査された中で、ですから、今回も150万に上げられても執行率は、今のお話でいくとそれほど、100%にはとんでもない、届かない執行率だと判断しているわけです。今の決算特別委員会で交際費を上げたらいいというほかの議員さんの意見もございましたけれども、この執行率を考えますと、やはり適切な予算計上というものが需要ではないかと思うのと同時に、先ほども述べましたけれども、各部署が毎年ローリングで10%、10%カットの予算編成で、みんな本当にあっぷあっぷした、住民のサービスのニーズに応えるために鋭意努力されている中に、やはりこの22年度の135万で執行率57.3%でございます。150万のときに130万8,000円近くを執行されているときも、87.2%の執行率でございます。ですから、今後、交際費を予算計上される場合はやはり執行率といろいろなところのバランスを踏まえて予算計上していただきたいと思っておりますけれども、最後に、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）その点は十分検討しながら計上していきたいと思っております。

○議長（久留島）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず最初に、先の議会でもお尋ねいたしましたが、県職OBを再雇用して年収アップを図るということで採用された職員が、税か料かわかりませんが、税務課に支払いに来た町民に不穏当な言葉を使い、町民とトラブルになったことがありました。しかし、町長は収納増のためにぜひ必要な職員であるとの答弁をいただきましたが、またその際、電話等の対応も町民目線に沿った指導をするという答弁もありました。そこで、次の点についてお尋ねいたします。

その一つは、この職員を採用したことでどの程度の収納増があったのか、数値で示し

てほしいと思います。

二つ目には、職員教育でどのようなことを指導して、町民目線に沿った対応というのか、その指導の内容を問うものであります。

次に、2013年度から幼保一本化が予定されております。本町においても畝保育所の建替え等、これに関連する事業が計画されております。しかし、約20年後の2030年ごろには現在の子ども数が概略半分ぐらいになるという試算を示されております。子どもがなくなると、民間の保育所、幼稚園を経営するところが事業採算がとれなくなることも考えられます。現在既に、いわゆるこども園事業に向けて調理室や仮眠室などをつくった幼稚園もあります。本町の畝保育所の建替え計画は現60名定員を90名とするものであります。少子化に逆行するものではないか、また、これはまさに税金の無駄遣いである、こういう事業であると私は考えます。少子化になるのに、十五、六年もすれば子どもが半数になる。そういう事業のために、民間の保育所業者とも相談せずして、わずか十五、六年経過のふるさと館を解体して、ここに保育所を建てるということであります。その理由の一つに、ふるさと館は幼稚園機能に向かないということが大きな理由であって、保育所、保護者にもその説明をしたところ、全員賛成であったと聞きます。もちろんふるさと館は幼稚園機能に合うはずもないし、そのようなわけのわからんような説明で議会に納得しろというのも不穏当な説明である、こういうふうに私は考えます。このようなことから、現在、町にある保育所、幼稚園、このような業者と、13年度から一部始まりますこども園に向けての事業計画を練り直す必要があるのではないかと考えます。畝保育所を建替えたとしても、二、三年すれば西浜保育所の建替えも予定されております。さらにまた二、三年すると、老朽化で幸保育所も建替えなければなりません。今の畝保育所の建替え、ふるさと館を解体しての計画はまさに目先だけの行き当たりばったりのものではないかと考えます。総合的に考えて、場合によっては西浜保育所、あるいは畝保育所、こういうものを合体さすような計画。今言いましたように、二、三年すれば西浜保育所、さらに二、三年すれば幸保育所の建替えも行わなければならない。こういうことで、申し上げましたように、増員して計画することにより、民間の保育所事業が成り立たなくなる。そうすると、建設費とかもろもろを考えたときに、そういう補助費を民間の保育施設に助成金として渡し、無駄な投資をする必要がなくなるのではないかと考えますが、町長はどのように考えますか、お尋ねいたします。

最後に、多重債務についてであります。今、全国的に多重債務の問題が大きく取り

上げられておりますが、最近、兵庫県豊岡市では、この多重債務者の力になって、いわゆる高金利で多額の金品を返済した、支払った方に代わって、市がこの可能分の返金を求め、税金等の支払い、未納、滞納額に充てた。その額が何と5,000万円にも達しておる、このように聞いております。本町も、専属の弁護士もあることであるので、このような弁護士に相談して、この多重債務者、あるかないかよくわかりませんが、いわゆる未納者とよく相談して、何かこういう手だてがあれば、その策を講じないかということになります。以上で終わります。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁いたします。

まず、税の増収についての質問でございますが、1点目については、滞納整理等について実務指導、助言により、税務職員の資質の向上を図ることができました。また、前年と比較して収納額や収納率が改善するなど、一定の効果があつたものと考えております。

2点目につきましては、朝礼、職員ミーティング、窓口対応の場などにおきまして、町民の皆さんと同じ目線に立って、親切で丁寧な対応をするよう指導しております。また、税務職員を専門研修へ参加させるなど、職員の質の向上を図っております。

続きまして、こども園についての質問でございますが、現在国において、検討会議の中で制度の検討が行われております。現時点においては具体的な実施方法などは検討中のため、今後の動向を注視した上で対応してまいりたいと思っております。

続きまして、多重債務についての質問でございますが、多重債務者の生活再建相談を受ける中で、消費者金融などに返済し過ぎた過払い金があれば、納税者へ弁護士・司法書士に債務整理を勧める方法や、直接過払い金を差し押さえて取り立てる方法で、返還金を未納の税金などに充てる自治体もあります。本町といたしましては、先進地の取り組みを参考に研究してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）まず最初に、職員採用の問題ですが、一定の効果はあつた、こういうことでございますが、ただ、一定の効果だけでは非常にわかりにくいということで、先ほども申し上げましたが、数値で示せないか。例えば、例年、8月というのは無理かもわかりませんが、7月ごろまでの税収が例えば30%である。今年に限って35%ぐらい行ったとか。このような形で、数値で言ってもらわないと、ただ一定の効果があつたという

だけでは、県職OBを高い給料を払うて雇うわけですから、効果があるのは当然であろうと考えます。だから、その辺を示していただきたい。

○議長（久留島）収税対策室長。

○収税対策室長（中下）数値で申しますと、平成22年度の決算は平成21年度に比べまして、一般会計の町税で申しますと、約1億1,600万円増額となっております。国民健康保険税で言いますと、調定額が前年度に比べまして約5,300万ほど減額となっておりますから、収納額自体は約1,400万円ほど減額になっておりますが、減額幅はとどめられております。また、収納率で申しますと、町税では前年に比べて0.88ポイント、国民健康保険税では2.45ポイント上昇しております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）わずかながらでも伸びておるといことですが、先ほど来も言いましたように、せっかく窓口に払いに来られた町民に対して、何か下らん言葉を使ってけんかをするようなことで、私は決してそういうことで、優秀な職員かどうかわかりませんが、効率を上げるためにまたそういうような不穏当な言葉を使って無理やりの徴収をやったとか、取り方が厳しいとかというようなことも聞くんですが、その辺についてはどのように考えておられますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）前回もご答弁したと思いますけれども、適切な徴収を行っておるといふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）その適切などいこと、そういう不穏当な言動だけではいけないと思いますが、そこで、先ほども言いましたが、前回の質問の答弁でもありました、電話等の対応にしても、町民目線に立った指導をするといこと、町長の今の答弁だけでは指導の内容がわからない。特に、職員が変わったような気がしない。一部の職員は朝あいさつをすると返したりするような職員もおりますが、中には知らん顔をしてといつか、あんたはどこのだれかいなといような顔をしてあっちを向いている職員もおるといこと、特に主だったような指導内容が言えるところがあれば、そのように言ってもらいたい。どのような指導か、内容を聞いてみたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）各所属長が職員に対しても指導しておるといと思いますけれども、幹部会議

におきまして私から各所属長に対して、各職員に、まず今おっしゃいましたあいさつ、励行されていないとしますと非常に遺憾でございますけれども、あいさつを行うと。それから、一番はあくまでも住民目線。特にそのとき、なでしこジャパンの話が出ておりましたので、横から目線という言葉が佐々木監督から出ておりました。その言葉を引用して、上から目線を必ずやめるようにということを幹部会議において徹底いたしました。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そういうことで、しっかり職員の教育をしてもらいたい。まだ不十分ではないか、このように思います。

それから、次の保育所の問題ですが、どうも今から今後の動きを見て考えるというようなことです。あと1年しかないんですが、国の指針も十分出ていないということもあるのかもわかりませんが、先ほど来言うておりますように、既に畝保育所の建替えというところで計画して、昨日から随分その質問が出ておるんですが、先ほども言いましたが、ただ目先だけで、古いから建替えると。それだけでは能がない、こういうふうに考えます。ですから、いろんなことで、2030年ごろには大まかに、これはあなたたちから出された資料なんです。現在の子どもの数が約半分ぐらいになっております。単純な言い方をしますと、今、畝、西浜、幸、そしてつくも、四つの保育所があるわけですが、単純なことだけを言いますと、保育所は2カ所で足りる。それを、なおかつ畝の保育所を建替えることによって、定員60名のものを90名にする。こういう計画でされておるわけですが、それはそれとしても、そこに総合的な考えが何かあるのかどうか。先ほども言いました、あと2年ほどすると西浜保育所建替え、これもそういう問題が出てくる。さらに2年、すなわち四、五年ぐらいすると幸保育所も建替えにゃならん。そこらを何の計画もなしに、ただふるさと館をばらして畝保育所を建替える、保護者の送迎の通行が便利だと。これだけでは能がないんじゃないかと思いますが、その辺はどのようにお考えか、尋ねるものであります。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）まず、保育需要につきましては、議員ご指摘のこども園に移行した場合におきましては、これまで保育所は市町村で措置していくところから、施設がそれぞれ保護者と契約するという形に変わるというふうを考えております。こういうことによって、いわゆる町域を超えての入所も可能になるということから、保育需要については随分変わってくるだろうというふうと考えております。それから、畝保育所

につきましては現行の60の定員から一応80の定員で今考えておりますけれども、こども園の形がどういう形になるか、まだ具体化がされておられませんので、そこら辺を踏まえながら、それから、幸、西浜については、こども園の状況もございますが、その時点の状況において、これまで幸、西浜でそれぞれの定員が225になりますが、その時点の状況を踏まえながら、現行の定員で建替えていくのか、増減があるのかということはその時点の保育需要の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）何かそのまま聞いておるとそうかなというふうにもなるのですが、目先に建替えという問題が出ておるのに、今から動向を見て考えると。そこに計画性がない、こういうふうに言うておるわけです。その辺の答弁がないんです。先ほども言うておりますように、既に民間では保育所、幼稚園をこども園にというふうな指針に沿って、既に給食調理室をつくったり、仮眠室をつくったり、準備に入っておられる業者もある。当然、今言いましたように、子どもが概略半分になっていくと、民間の今おる児童というか、幼児も半分に当然なっていく。民間の業者が経営は成り立たなくなる。こういうことも考えていかにやらん。そのときに、先ほど言いました、今あるふるさと館を3,000万円もかけてばらして、またどこかというか、千葉さんの寄附のところに建てる。建てるとなるとまた1億2,000万か1億5,000万ぐらいかかる。トータル1億8,000万ぐらいかかる。こういう無駄なことをするわけですから、それだけの無駄な金を使って民間業者を窮地に追い込んでいく。民間の経営者、幼稚園事業者を窮地に追い込んでいく。だから、こういう無駄金を使うのなら、本町においても、保母とかいろんな形でお金を使うわけですから、そのものを民間の業者に、子どもを委託して立派に育ててくださいということで補助を出してはどうか。だから、そこらの計画がどうなっておるのか。今からその動向、動きを見て考えるというのは遅いのではないか、行政の一貫性がない、こういうことを言うておるわけですが、その辺の考えはどうなのか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）本町におけます保育ニーズは、子どもの数だけではなしに、今からの母親の就労体制、そういったことによって変わってくると思います。そういう中で、公立保育所に対するニーズというのは今後とも続くというふうに考えております。それから、やはり立地場所という部分についても、現在地の近くというところが求められている。そういったところを総合的に判断いたしまして現在の畝保育所の建替えは考えておりま

すし、今後の公立の保育所の建替えに当たりまして、おっしゃいます民間のこども園への移行という部分がございますが、公立の保育所に対する保育ニーズというのも高まってまいると思いますので、一つずつ解決してまいりたいと思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）ですから、本当は建替えるという前にそこらを民間業者ともあわせて打ち合わせをしてやっていくのが行政の基本じゃないかと思うわけです。それで、今の、近くだから保護者が便利がいいだろうと。今ごろの若い奥さん方はほとんど、100%と言うてもいいぐらい皆さん車に乗っているから、別に1キロ、2キロ走るぐらいは全然苦にしておってない。要するに、そういう駐車場、道路の整備があれば全然不自由は感じておってないわけです。そこで、だれかからも出ておりましたが、例えばふるさと館の位置だと踏切が非常に狭い。行ったり来たり、旧道の交差点で、ラッシュなり登園時というのか、そこに来た一般車両とで渋滞が起きて、逆に事故が起きるんじゃないか、そういう踏切事故、重大事故にもつながるんじゃないかということですから、そういうところの考えを先ほどから問うておるんですが、これというような返事は返ってこんのですが、とにかく、私に言わせると、計画を先にして、それから建てるとかどうかするとか、どこに持っていくとか、計画すべきじゃろうと思うんですが、何にも民間との話し合いもなしに、そこだけやって圧迫して、あとは知らんと。こういうようなことでは能力がないんじゃないか。今からでも遅くはないと思うんですが、再度そういう民間、何園あるんですかね、6施設ぐらいありますか、保育園を入れるともっとになるろうかと思いますが、そここのところとの調整、話し合いをする気があるかないか、尋ねてみます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）こども園と公立保育所のニーズとは切り離して考えていきたいと思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）こども園ということで聞いておるんですから、幼稚園というのが今からなくなる、あるいは保育所というのはなくなる、こども園で統一されるわけだから、その辺の話し合いをする気があるかないかということを知りたいので、なければいいんですが、もう1回答弁し直してください。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）ございません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）全く何も考える気はない、行き当たりばったりでやるんだと。先にも言いましたが、現在の畝保育所、進入路の試算をしておきながら、検討する気はない。やる気がない。検討する気がない。これはお粗末この上ない答弁であるから、これ以上のことは言うてもどうもならん。

次に行きますが、先ほどの多重債務についても、よそでは既に取り組んで実効を上げておる。にもかかわらず、今から先進地の検討をするというのは遅いんですが、これはしっかり、わけのわからんというか、わしに言わせればそういうつまらん職員を、県職OBの高い者を雇うて町民とけんかするようなことをするよりも、こういうところで努力すれば町民は、場合によっては返金されるので、生活の足しにもなり、税金も納められる。両方で喜ぶんじゃないかと思うんですが、改めてその辺の考えを尋ねますが、どうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）滞納者のそれぞれの事情によって、この問題については検討してまいりたいと思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）終わりますけれども、もろもろ、せっかく町民の税金を使うわけだから、先ほども言いました、畝保育所をやるためにふるさと館をあっちに持っていったり、こっちに持っていったりすると、概算ですけれども、1億5,000万か1億8,000万、無駄な金を使うことになるわけですね。同じ1億8,000万使うなら、どこかで用地を購入すれば、保育所を建てる値段。そのものは西に建てても東に建てても同じだろうと思うんです。単純に30万ぐらいの土地だと600坪買える。それだけあれば保育所の建設もできるんじゃないか、私はこういうことを考えるわけですが、副町長、物事を考える、検討する気がないと言うんだから、これははっきり言うておくが、お粗末この上ない。だから、今後このようなことも含めて、行政にわたるいろいろなことを検討して進めてもらわんと困る。このことだけを要望して、終わります。

○議長（久留島）これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は10時40分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第2、請願第1号、畝保育所の移転建替整備に関する請願書についてを議題といたします。本件について、紹介議員から説明を求めます。住吉議員。

○4番（住吉）4番議員、住吉です。請願書の代読により、説明と代えさせていただきます。

町立畝保育所の移転整備について。

今回、町ではふるさと館敷地に畝保育所を移転建替する計画があると聞いて、私たち保護者一同大変喜んでおります。

また、長年私たちが悩んでおります駐車場の確保、保育所までの進入路も改善されると聞いて、できるだけ早く実現してほしいと期待しておりましたが、現在この計画の実施が進んでいないことに大変不満に思っております。

畝保育所は、建築してから41年余りになると聞いており、保護者としては、建物も古くなっていることから、一刻も早く、通園する子どもたちにとって新しい施設で今以上によい保育環境を実現してやりたいと願っております。また、私たち保護者は、畝保育所へ子どもを送り迎えするときに、駐車場がないことや、県道からの進入路が狭いため近所の方との車でのトラブルが絶えない状況になっております。また、送迎を急ぐあまり、脱輪したりすることもあり、非常に危険な状態にあると考えております。

ふるさと館を取り壊すことに反対の意見もあるようですが、将来海田町民のために活かし続けていける施設として、保護者全員が畝保育所の早期移転建替の実現を強く望んでいることから、請願書を提出するものでございます。

以上、皆様のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。ただし、質疑、答弁は自席で行ってください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件につきましては、福祉厚生委員会に付託することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、本件は福祉厚生委員会に付託することに

決します。

この際、皆さんにお諮りいたします。ただいま決定しました本件について、閉会中の継続審査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（久留島）起立多数と認めます。よって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、第28号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第28号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。スポーツ振興法の全部改正に伴い、体育指導委員の名称を変更するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、第28号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の6ページをお開きください。あわせて、資料1の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、スポーツ振興法がスポーツ基本法に全部改正されたことに伴い、スポーツ基本法で従来の体育指導委員がスポーツ推進委員に変更されたためでございます。改正の内容でございますが、条例の別表中、体育指導委員をスポーツ推進委員に改めるものでございます。この条例の施行期日は公布の日からでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、ちょっと聞いてみますが、備考欄に昼夜指導の場合は倍額、こういうふうになっておるんですが、これは夜・昼、時間的にはどういうことを想定しておるのか。例えば、昼というても半日もあろうし、8時間もあろうし、夜というても一、二時間もあろうし、昼夜兼行で、昼からだど18時ぐらいになれば夜にもなっていくんじゃないかと思うんですが、その区分けというのか、仕分けというのか、

基準を示していただきたい。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木）昼夜の区分でございますが、例えば日中に1事業があり、夜間にまた1事業があった場合、そういった二つの事業にまたがった場合ということを想定してございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）ちょっと理解ができませんのですが、ですから、先ほども一つ言いましたが、例えば朝の8時から12時までを昼としておるのか、朝の8時から夕方5時まで、あるいは昼の13時から16時までを昼としておるのか、夜はどの辺までをして、その一つの指針というか、基準、それを示してくれないと、昼・夜だけでは区別がつかないというか、その辺のことがわからない。もうちょっと詳しく、わかりやすく説明願いたい。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）現在のところ、昼夜の時間的な明確な区分は設けてはおりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）続けていきますが、次長、今そういう時間的なこととか基準が明確でない、こういうことだから、あえてやかましゅう言おうとは思わんが、一般の例えば消防の場合だと、出勤・訓練云々1回、こういうようない方をしておったと思うんです。今回の場合が昼・夜ということだから、これは非常に難しい。例えば午前中1回、午後から1回というんだったら比較的わかりやすい、こういうふうに思うわけです。これはあえて言いませんから、早急に何かの基準を整備されるべきであろうと、こういうふうに思いますので、あえて答弁は要りませんが、ひとつ検討してください。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。桑原議員。

○6番（桑原）6番、桑原です。この別表にある体育指導委員をスポーツ推進委員というふうに名前を改めていらっしゃるけれども、従来いらっしゃる体育指導委員が、この名前がそのまま変わるだけという。例えばこの名前を変えるのに講習を受けていただくとか、そういう何かの講習めいたものがあるのでしょうか。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木）現在のままの状態に移行いたします。講習とかそういったものは必要ございません。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。桑原議員。

- 6 番（桑原） それでは、名称変更だけということによろしいですか。
- 議長（久留島） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（佐々木） そうでございます。
- 議長（久留島） ほかに質疑はございませんか。 崎本議員。
- 1 2 番（崎本） さっきの答弁で、推進委員の報酬のことで、規定がないと言われましたが、何らかの規定を持たなかったら、だだくたになってしまうんじゃないかと。 1 時間やろうが、2 時間やろうが、午前中にやって、また午後に指導委員をやって、それじゃ倍額くれと言われても、規定がなかったら、どういう取り方もできるんじゃないが、やっぱり 6,100 円も出すのなら何かの規定がなかったら、資料そのものにわしは問題があると思うんじゃないが、その点、今後改正する気があるかないか。 やっぱりこれは問題があると思いますが、その点について。
- 議長（久留島） 教育次長。
- 教育次長（多幾山） 早急に基準を明確にするよう検討してまいります。
- 議長（久留島） ほかに質疑はございませんか。 原田議員。
- 1 3 番（原田） 同じことを聞くんですが、答えやすいように質疑してみようと思うんですが、名称変更になるという話ですけれども、じゃ、現段階で、昼夜 1 事業、昼の 1 事業、夜間の 1 事業に携わっている方がおられて、その方にはどのような報酬をお渡しになられておるのか、説明してください。
- 議長（久留島） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（佐々木） それについては、一応この 6,100 円というのが 1 日という規定になっておりますので、8 時間ということを目安にして、それを 6,100 円という形での計算方法でやっております。
- 議長（久留島） 原田議員。
- 1 3 番（原田） 最初の答弁で、昼の 1 事業、夜間の 1 事業だったら倍額ですよとおられたんですが、体育指導委員がスポーツ推進委員に名称が変更するだけでしょう。 現状でそういう昼の 1 事業、夜の 1 事業をやられている方がいらっしゃって、現在こうですよという事例があったら、それを教えてくださいと言ったんです。
- 議長（久留島） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（佐々木） 現在、そういう事例はございません。
- 議長（久留島） 崎本議員。

○12番(崎本)だから、今の名称が変わっただけですよ。今まではどういう規定でやられたか、その規定が全然なかったか、そこらを詳しく答弁してください。

○議長(久留島)生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐々木)これまでは明確な基準はございませんでした。

○議長(久留島)崎本議員。

○12番(崎本)それじゃ、今までは明確な基準がなく、だらだらでやって。それはわしはちょっとおかしいと思うんじゃ。やっぱり何かの規定があって、何かのあれがなかったら、体育指導委員というのはえっとおられたんよ、今まで。そこらを詳しく。

○議長(久留島)生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐々木)倍額等をお支払いした指導委員については、現時点では、自分の知っている範囲ではないということでございます。

○議長(久留島)暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島)休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

先ほどの崎本議員の質疑に対し、答弁を求めます。教育次長。

○教育次長(多幾山)非常に混乱させてしまいましたけれども、この昼夜指導につきましては現状、昼の事業、夜の事業それぞれを、担当したときを想定して設けられたものがございますけれども、過去5年間の実情を調べたところ、そういう昼夜指導の実績はございません。いずれにしても、この昼夜指導の基準が明確でないことは明らかになりましたので、早急にこの文言あるいは基準の見直しを図ってまいりたいと思っております。

○議長(久留島)ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島)質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島)討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第28号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第28号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第4、第29号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第29号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について。地方税法の一部改正に伴い、寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ等所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(久留島) 税務課長。

○税務課長(花本) それでは、第29号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定についての条例案についてご説明いたします。議案書7ページをお開きください。条例の改正内容を資料3の海田町税条例等の一部を改正する条例の要旨によってご説明いたします。また、資料2の海田町税条例新旧対照表もあわせてご参照いただきたいと思います。

それでは、資料3をお願いいたします。1ページ、海田町税条例の一部改正(第1条関係)の主なものをご説明いたします。初めに、地方税法の改正に伴いまして、1ページから3ページまでに列記しております各税目についての租税罰則の見直しを行うもので、まず1ページ目の第26条、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料などについて、現行3万円以下の過料を10万円以下に引き上げるものや、過料10万円以下の条項を新たに規定するものでございます。その他の税目、固定資産税、軽自動車税などの各税目の過料及び罰金につきましても、2ページから3ページにかけまして同様の改正内容を記載しておりますので、説明を省略させていただきます。施行期日はすべて平成23年12月1日でございます。次に、1ページに戻っていただきまして、上から二つ目の第34条の7の寄附金税額控除の改正でございますが、寄附金税額控除の適用下限額を現行の5,000円から2,000円に引き下げるもので、平成24年度以後の個人住民税について適用するものでございます。施行期日は公布の日からでございます。次に、下から二つ目の附則第8条の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例でございますが、これは、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、免税対象牛の売却頭数要

件の上限を現行の年間2,000頭を1,500頭に引き下げる見直しを行い、その適用期限を平成27年度まで3年間延長するものでございます。施行期日は平成25年1月1日でございます。その他、引用条文などの整理を行うものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。真ん中より少し下の第2条関係、海田町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明いたします。附則第2条、個人の町民税に関する経過措置についてですが、上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する軽減税率の特例措置を2年延長いたしまして、平成25年12月31日までとするものでございます。

次に、第3条関係、海田町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明いたします。附則第1条の施行期日についてでございますが、非課税口座内の上場株式等の譲渡について、他の株式の譲渡と区分して所得を計算する特例措置の施行日を2年延長いたしまして、平成27年1月1日とするものでございます。附則第2条、町民税に関する経過措置についてでございますが、非課税口座内の上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例についての適用年度を平成25年度から平成27年度にするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番（西山）資料3の3ページの入湯税関係の改正なんですけれども、罰金刑を現行3万円から10万円に引き上げるといふ改正なんですけれども、何かこれは根拠があつて罰金刑を上げられたんでしょうか。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）この入湯税の罰金刑に関しましては、もともと地方税法の規定がないものでございますけれども、県を通じて国に確認いたしましたところ、昭和29年ごろにおきまして、その条例案の案を示されたものが罰金刑であった中で、その当時、海田町は大分以降にこの入湯税の分を条文化したものでございますけれども、そのときに罰金刑として示されたということで今日に至って、そのときは3万円以下の過料とするということで規定したもので、今回の改正は、ほかの税目の過料の3万円を10万円にするということに準じた形で10万円を罰金刑として改正するものでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）資料3の中にかんがりの項に出てくるんですが、不申告による過料、罰金3万円が10万円になるということですね。ちょっとした、忘れておるとか、あるいは都合がつかないとか、あるいは本当に払えないとか、いろいろなケースが出てくるわけですが、これの基準、10万円即いくのか、それとも1万円程度で済むのか、あるいは理由によっては払わないとか、口頭で注意するとかいうことで、この規定はどうなっておるのかというのをお尋ねするんです。

あわせて、今、入湯税のことがありましたが、入湯税を故意に人数を変更するというか、虚偽の報告をして申告した場合の、そういう過料についてはどうなるのか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）町税条例に基づきます過料及び罰金につきまして、現在まで適用例はございません。今後とも、非常に悪質な行為があった場合に適用する可能性もございませんけれども、過料、罰金の適用につきましては慎重に取り扱ってまいりたいと思います。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。佐中議員。

○15番（佐中）入湯税の場合に人数を、虚偽の報告をした、そういう罰則についてはここに適用されているか、どうなのかというのを尋ねたんですけれども。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）入湯税に関しましては、申告の分の人数とかの分については毎月、特別徴収義務者、いわゆる経営者から海田町に報告を出されております。それに基づいてきちんと課税しておりますということで、不申告にする過料については対象になりません。それ以上の例えば虚偽の申告とかいう分については、地方税法の方にもっと厳しいものが規定してございますので、そちらの方で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。1の町民税の改正の部分と固定資産税の部分で納税管理人というのがあるんですけれども、納税管理人というのはだれを指すのかというのをお願いいたします。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）一般的には、もともと納税者の方がおられて、その方が死亡されて、例えば1月1日現在で課税するもので、1月1日現在はまだ生きておられて、それ以降

に亡くなられた方については、そういう申告について、納税管理人として申告というか、手続きされるということでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第29号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第29号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、第30号議案、海田町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第30号議案、海田町暴力団排除条例の制定について。暴力団排除を推進し、もって町民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展を実現するために必要な町や町民等の役割を定めるため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）それでは、第30号議案、海田町暴力団排除条例の制定についてご説明いたします。議案書13ページ、第30号議案及び資料4、海田町暴力団排除条例の概要をご準備ください。まず、暴力団排除条例でございますが、今年4月1日から施行されました広島県暴力団排除条例を受け、海田町でも連携して暴力団排除に取り組むため、条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、資料4によりご説明いたします。第1条では、条例の内容の要約及びその目的を定めております。第2条は用語の定義、第3条は基本理念を定めております。第4条では町の役割について、町民の協力を得るとともに、県及び他の市町、関係機関等との連携を強化し、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進すること、また、絶えず暴力団の動向に注意を払い、暴力排除活動を行おうとする町民に対し、

情報の提供その他必要な支援を行うことと定めております。第5条では、町民等の役割として、町民及び事業者が取り組むべき努力義務について規定しております。第6条では、町の事務及び事業における措置として、暴力団員等を町が実施する入札に参加させず、また法令に違反しない限りにおいて暴力団員等に補助金、交付金等の公金の交付の対象にしないようにする等の必要な措置を講じること、また、暴力団の活動のために公の施設を利用しようとする者に対し、利用の承認または許可を与えないことができることとする等の必要な措置を講じることと規定しております。第7条では県及び他の市町が実施する暴力団排除のための施策に対して本町が情報の提供その他必要な協力を行うことを規定しております。第8条では、利益供与等の禁止として、原則として、町民及び事業者が暴力団もしくは暴力団員等に対して暴力団の活動資金となり得る金品等の利益提供を行ってはならないことを規定しております。第9条では、暴力団利用行為等の禁止として、町民及び事業者が暴力団員等を利用して不正の利益を図ることや、事業者がその行う事業に関して暴力団の威力を利用する目的で暴力団員等を利用することを禁止する規定でございます。第10条では、事業者が暴力団との一切の関係遮断を図ることを目的として、契約約款に暴力団を取引の相手方としない旨の条項を挿入することを求める規定でございます。第11条では、祭礼、花火大会等の行事から暴力団及び暴力団員等を排除するため、行事主催者等の責務及び町の必要な支援を規定しております。第12条は委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めることとしております。

なお、この条例の施行期日は公布の日からとしております。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。原田議員。

○13番（原田）13番、原田です。第2条で用語の定義をされておるんですけども、この条文を見ると、どこまでがどうなのかというのが非常にわかりにくいんですが、例えば第2条の（1）の暴力団。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。暴力団員がその下、暴力団員等とあるんですけども、この辺、そういう情報が今あるわけですか、ないんですか。こういう団体とか、この人はとかいうのがわかるんですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）現在、海田町においては暴力団等の事務所の開設はありません。

そこらの情報については今後、警察との連携の中で処理していきたいと考えております。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）そうすると、例えば入札等にかかわってくる、いわゆる暴力団のフロント企業というか、隠れみのになっている部分は、これは警察との連携の中で情報がとれるということで理解していいですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）そうでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）私は長く議員をやらせていただいておりますが、この間、二、三回こういう暴力団に関する決議をしておりました。例えば公営住宅の問題であるとか、あるいは公の請負の問題であるとかいうのを決議しましたけれども、これらとこの条文にかかわる問題、これはどういうふうに判断したらいいのか。あるいは、新しく法律が決まったら、今までのことは全く効力がないというか、こっちの方が優先するというのがありますので、今までの決議とこの決議の案の分についてはどう解釈したらいいのか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）従来も議会の決議だけではなく、私どもの指針といたしまして暴力団排除ということはおたつてきておりますし、そういう実施をしておりますけれども、それを今回のこの条例でもって明文化するという形でございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）それじゃ、今までこれ以外に決めた決議というのは生きておるというか、効力を発しておるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）決議とこの条例につきましては別と考えていただければ結構かと思いません。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）この件に関しては広島県がこれを決めたときの記事の中に、暴力団が何か行事をするときに、例えば弁当屋さんがそこに弁当を出しただけでもいけないよというふうに確か載っていたと思うんです。その辺は第何条になるんでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

- 生活安全課長（臼井） そのケースにつきましては、町民等の役割の中での解釈になるのかと思います。
- 議長（久留島） 多田議員。
- 10番（多田） それについて、例えば暴力団と知っていてその弁当を配達して、そういう場合の罰則があるのかどうかと、それと、知らずに配達したという場合があるので、その辺の区分けというのはどうなっていますか。
- 議長（久留島） 生活安全課長。
- 生活安全課長（臼井） この条例につきましては罰則規定を設けておりませんので、暴力団の排除に向かって、町、町民みんなで取り組んでいこうという規定でございますので、そこらの趣旨を理解していただいて、今後そういうことのないように努めていただくということになるかと思います。
- 議長（久留島） 多田議員。
- 10番（多田） そうすると、これは町民、それから企業に対してPRする必要があると思うんですが、これが決まった段階でどのようなPRを考えておられますか。
- 議長（久留島） 生活安全課長。
- 生活安全課長（臼井） この条例が可決された場合には広報あるいはホームページ、そういったことで広く町民の皆さん、事業者の皆さんにお知らせしたいと考えております。
- 議長（久留島） 西山議員。
- 11番（西山） 13ページなんですけれども、条例の第2条、先ほど海田町には暴力団の組織はないというご答弁だったんですけれども、その下の（2）暴力団員、暴力団員等、第3の場合はもう公表が行われているわけなんですけれども、現時点で海田町にこの関係する方が住所を構えていらっしゃる方はいらっしゃるのでしょうか。
- 議長（久留島） 生活安全課長。
- 生活安全課長（臼井） これについては、警察からの何人いるというふうな情報はまだいただいております。
- 議長（久留島） 西山議員。
- 11番（西山） 暴力団員等は県がもう公表されているわけですね。公表されているメンバーがいらっしゃるわけですね。そうすると、本来この条例を制定する前に現状はもう把握されていないとまずいと私は思ったんですけれども、じゃ、この条例が制定されたら、速やかに把握されるのでしょうか。

それと、次に第11条の祭礼からの暴力団排除ですけれども、ここで町の必要な支援を規定したとあります。その規定された内容はこういった規定をされたんでしょうか。

それと、ここにも書かれていますけれども、お祭りなんかの場合は町外の方が出店と  
いいますか、それを出されるケースがほとんどだと思うんですけれども、そういったと  
きに、ここにちゃんと、利用していると書かれているんですけれども、その情報は、今  
回熊野神社のお祭りがある場合、そこに夜店を出される方の中で暴力団関係者がいらっ  
しゃるかどうかは、全国から集まられるので、把握は大変厳しいと思うんですけれども、  
町だけではその把握はできませんけれども、そういったことはどのようにとらえていら  
っしゃるんでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）まず、情報の提供につきましては、これは速やかに警察との連携  
を深めていきたいと思っております。

それから、第11条の祭礼等からの暴力団排除につきましては、これは町として、11条  
に定めておることをしていただきたいと。これは反対に、町が行うのではなくて、その  
祭礼を主催する主催者、ですから、熊野神社の祭礼であれば熊野神社の宮司さんあるい  
は代表の方、そこに暴力団とのかかわりを持たないようにしていただきたいということ  
のお願いをするということでの対応をしていきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）ですから、出店云々はその方が暴力団が背景にあるかというのは、これ  
は熊野神社の例ですけれども、わかりませんね。それはこういった情報収集をして、お  
祭りを主催する方に情報提供されていくんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）その点につきましては県警、特に海田署と連携した形で、どちらかから  
主催者に情報なり警告なり、そういった形で伝えていくという形になると思います。な  
かなかこれを町単独で情報をとることは難しゅうございますので、海田署との連携とい  
うのが一番大事になろうかというふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、例えばこれで2条の用語の定義、これを読んだだけ  
では非常にわかりにくいんじゃないか。例えば平成3年の法第77号というたって、恐ら  
くそんなものを行ったり来たりめくってというのではなかなか難しい。だから、こうい

うのを、例えば暴力団あるいは暴力団員ということになると、何かもうちょっとわかりやすく。今さらこれを言うたってしょうがないんじゃないけれども、途中でチャンスがあれば、わかりやすく変えてもらいたい、こういうふうに思うんじやが、例えば恒常的に暴力行為を行う者の団体とか、団員なら、恒常的にそういう行為をする者とかいう方が用語の定義としてわかりやすいんじゃないかと思う。法何じゃらの37号による、それじゃわからんんじゃないかと思うんじやがね。だから、今すぐというても、今日の明日のというわけにはいかないので、これは近い将来にこういうところを。何か全部、さっきからの説明を聞いておると、警察、警察、警察と、他力本願の、ただ県が条例をつくったから、どこやらのものまねか猿まねか何か、わしにはわからんけれども、ただそれに海田町という名前をひっつけただけ、こういうような気がするんよ。だから、海田町がそれを引用するのは悪いとは言わんけれども、その辺の定義をこういうふうに何かわかりやすく、近々これをやる必要があるんじゃないかと思うが、その辺についてどうですか。今のような、ただ暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、これに規定する暴力団をいうというたって、全然わかったような、わからんようなね。だから、今言う、恒常的にそういうことを行うおそれのある者の団体とかなんとかの方がわかりやすいんじゃないかなという気がするんじやが、その考えはどうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今後、広報等を行う場合におきましては、議員ご提案のようなわかりやすい表現にしたいと思いますが、この暴力団、それから暴力団員というのはこの法律によって明確に定められて、指定された者を示しておりますので、ここにつきましては正確な表現を保つため、この表記でご理解いただきたいと思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）5番、宗像でございます。先ほど前田議員のお話の続きになるんですが、確かに条例上はこの文言を使わなければいけないというのは理解はいたしておりますけれども、少なくともこの資料の方に、暴力団とはこういうものだという説明があればわかりやすかったんじゃないだろうかと思いますので、今後こういう資料を出される時にはそれを1点要望しておきます。

それからもう1点、4条関係になってくるんですが、条文の内容とこちらの資料の説明が少し、資料の方がわかりやすく具体的に書いてあるような気がするので、その資料の中で、町は公共行事等から暴力団の排除等を行うというふうに書かれておりますが、

施行後の話をさせてもらって悪いんですが、施行後こういう、例えば入札等に暴力団が入っているかどうかの調査についてはどのような形で実際やられていくのか、お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）入札の参加につきましては、まず、指名登録業者について、先ほどおっしゃいましたフロント企業とかそういったものに該当するののかという情報提供が、これは県警からその都度あるというふうに思っておりますので、その段階で指名停止とかそういうことを行っております。それから、事後につきましては、そういう情報が入りました段階で警察に問い合わせた上で、契約の取り消しであるとか、そういった具体的な措置を講じてまいりたいと思います。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第30号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第30号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、第31号議案、海田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第31号議案、海田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。災害弔慰金の支給に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に兄弟姉妹を加えるため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（飯森）それでは、第31号議案、海田町災害弔慰金の支給等に関する条例

の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の17ページをお開きください。資料につきましては、資料5の海田町災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料5の新旧対照表により行わせていただきます。今回の改正は、東日本大震災の被害の甚大さにかんがみ、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴うものでございます。法律改正により、災害弔慰金を支給する遺族の範囲に、同居または生計を同じくしていた兄弟姉妹が加えられ、配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれかが存しない場合に支給することと規定されております。

条例の改正内容でございますが、今回改正する第4条第1項は、災害弔慰金を支給する遺族の範囲及び順位に関する規定でございます。法律改正を受け、第3号として、兄弟姉妹に対して災害弔慰金を支給する旨の規定を追加するものでございます。また、第1号は、遺族の順位に関する規定でございますが、配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に支給対象となる兄弟姉妹を除く旨の規定を加えております。

施行日等でございますが、議案書の17ページにお戻りください。附則で、この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した町民に係る災害弔慰金の支給について適用するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）資料5の一番下の3番に、読んでも読んでも理解ができないんですが、かいつまんで言うと、同居していた者がすべて災害弔慰金の対象になるということなのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（飯森）資料5で申しますと、3号に書いてございます、兄弟姉妹については、配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限り支給の対象となるということで、通常は兄弟姉妹はその順位から外れておるということでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第31号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第31号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前 11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第7、第32号議案、平成23年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第32号議案、平成23年度海田町一般会計補正予算。平成23年度海田町一般会計補正予算につきましては、地域の連携体制の構築支援等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金に伴う社会福祉協議会助成事業の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第32号議案、平成23年度海田町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。このたびの補正では、今年度限りの補助制度として創設された、地域の連携体制の構築支援等に係る補助金を活用した事業を計上しております。補助制度の概要につきましては、資料7にまとめておりますが、思いやり駐車場、社会福祉協議会による地域活動、認知症高齢者の支援、災害時要援護者避難支援、災害時の情報伝達といった活動の立ち上げと、住民活動センター、真田会館、海田南コミュニティホーム、福祉センター、町民センター、両公民館、図書館の地域活動の拠点整備を行うための予算を計上しております。

それでは、歳入歳出予算の補正につきまして、資料6の平成23年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。2ページをお願いいたします。議会費の議会運営事業につきましては、議会基本条例制定に向けた講演会の実施と、緊急雇用対策基

金事業補助金を活用して紙媒体の会議録等を電子化するため、641万8,000円を増額するものでございます。

次に、総務費の総務管理費の企画費の住民活動センター管理事業につきましては、職員の病気休暇に伴う臨時職員の配置及び紙折り機やロッカーを購入するため、195万4,000円を増額するものでございます。次に、コミュニティ推進費の真田会館管理事業につきましては、トイレの改修や棚等の購入を行うため、70万円を増額するものでございます。3ページをお願いいたします。海田南コミュニティホーム管理事業につきましては、トイレの改修やエアコンを更新するため、52万6,000円を増額するものでございます。次に、電算管理費の電算システム改修事業につきましては、来年度導入予定の次期基幹システムの選定において業務仕様書の作成等、専門知識が必要な作業を業者に委託するため、157万5,000円を増額するものでございます。次に、戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳一般事務事業につきましては、職員の産休に伴い、臨時職員を配置するため、90万3,000円を増額するものでございます。

次の民生費の社会福祉費の社会福祉総務費の思いやり駐車場設置事業につきましては、障がい者等用の駐車区域を思いやり駐車場と位置づける制度の立ち上げのため、12万円を増額するものでございます。次の社会福祉協議会助成事業につきましては、社会福祉協議会で車両を購入するため、99万5,000円を増額するものでございます。次に、老人福祉費の認知症高齢者支援事業につきましては、徘徊の見守りネットワークの構築等を行うため、70万円を増額するものでございます。4ページをお願いいたします。福祉センター費の福祉センター管理事業、次の町民センター運営事業につきましては、プロジェクター等を購入するため、44万円、75万7,000円を増額するものでございます。

次に、衛生費の保健衛生費の保健センター総務費の保健センター総務一般事務事業につきましては、職員の産休に伴い、臨時保健師を配置するため、65万4,000円を増額するものでございます。次に、母子保健費の不妊治療費助成事業につきましては、申請者数の増に伴い、140万円を増額するものでございます。次の不育治療費助成事業につきましては、新規事業として医療保険適用外の不育治療費の一部を助成するため、150万円を増額するものでございます。

5ページをお願いいたします。農林水産業費の農業費の農地費の農道水路改修事業につきましては、緊急対応用の予算に不足が生じるおそれがあるため、150万円を増額するものでございます。

土木費の道路橋りょう費の道路維持費の町内道路修繕事業につきましても、緊急対応の予算に不足が生じるおそれがあるため、350万円を増額するものでございます。次に、道路新設改良費の町道135号線外道路改良事業につきましては、三迫三丁目の狭あいな道路の拡幅を行うため、630万2,000円を増額するものでございます。次の町道6号線1工区整備事業につきましては、物件移転補償費を算定するため、270万円を増額するものでございます。次に、都市計画費の都市計画総務費の都市計画調査事業につきましては、長期未着手都市計画道路の見直し方針に基づき、計画変更の手続きを行うための資料及び継続検討路線の検討を行うための資料を作成するため、420万円を増額するものでございます。6ページをお願いいたします。住宅費の住宅管理費の町営住宅管理事業につきましては、職員の産休に伴い、臨時職員を配置するため、62万3,000円を増額するものでございます。

次に、消防費の水防費の水防事業につきましては、宝くじコミュニティ助成金を活用して防災用リアカーを購入するため、56万4,000円を増額するものでございます。次の災害時要援護者避難支援事業につきましては、災害時要援護者台帳への登録の承諾を文書により確認するとともに、未回答の方のお宅を訪問して確認するため、118万円を増額するものでございます。なお、水防費の財源内訳で473万1,000円の一般財源の減額が出ておりますが、当初予算に計上していた防災ラジオ配付事業が地域の連携体制の構築支援等に係る補助金の対象となりましたので、財源の振り替えを行うものでございます。

次の教育費の小学校費の学校管理費の小学校改修事業につきましては、海田東小学校と海田西小学校に防球ネットを整備し、海田南小学校の給食用リフトを改修するため、686万7,000円を増額するものでございます。7ページをお願いいたします。学校給食費の小学校給食事業につきましては、職員の産休に伴い、臨時職員を配置するため、129万9,000円を増額するものでございます。次に、中学校費の学校管理費の中学校改修事業につきましては、海田中学校の南校舎の屋上防水を改修するため、620万円を増額するものでございます。次の社会教育費の公民館費の公民館運営事業、図書館費の図書館運営事業、図書館管理事業につきましては、プロジェクターやエアコン等を購入するため、118万6,000円、9万5,000円、29万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いいたします。地方交付税の普通交付税につきましては、額の確定により8,042万円を増額するものでございます。なお、確定額のうち約1億円については、今後の補正予算等に備えて財源留保しております。

す。

次に、県支出金の県補助金の総務費補助金につきましては、緊急雇用対策基金事業補助金615万3,000円を増額するものでございます。次に、民生費補助金につきましては、地域の連携体制の構築支援等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金を1,264万5,000円増額するものでございます。

次に、諸収入の雑入につきましては、宝くじコミュニティ補助金50万円を増額するものでございます。

町債の臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定により4,456万2,000円を減額するものでございます。

なお、平成22年度からの繰越金の額も確定しておりますが、今後の補正予算等に備えて1億3,000万円程度を財源留保しております。

続きまして、議案をご説明いたします。第32号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,515万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億4,145万6,000円とするものでございます。

続きまして、議案の第2表繰越明許費についてご説明いたします。4ページをお願いいたします。このたびの補正予算に提出している長期未着手都市計画道路の計画変更を行うための都市計画道路計画変更事業でございますが、公安委員会との協議に時間を要することが見込まれるため、繰越明許費を設定するものでございます。

続きまして、議案の第3表地方債補正についてご説明いたします。5ページをお願いいたします。このたびの補正予算に提出させていただいております臨時財政対策債の変更でございます。内容につきましては、歳入でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で平成23年度海田町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）4ページの不妊治療費助成事業か、わしの勘違いかどうか知らんのじゃが、今朝の新聞にはあやりますというて書いてあったんよの。あれとこれとどう違うか知らんが。やるのはええんじゃが、今日補正予算に出ておるのを先にマスコミに公表するのが、これはどうかと思うんじゃが。議会に補正で出すのを今日出すのに、今朝の新

聞に載すということはどういうことなんかいの。わしが間違うちよったら。そのとおりじゃったらおかしいと思う。

それと、土木費の6号線1工区事業の270万、これは場所と内容をお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）最初のご質問でございますが、本定例会へ補正予算を提出したという形で取材を受けました。取材に対して回答する形で取材に応じたものでございまして、新聞内容においても、決めたというのではなしに、今定例会の補正予算案に盛り込まれているという内容になっております。事業の実施を決めたというふうに発表したものではないでございます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）6号線1工区の内容でございますが、場所は、今年度当初予算に工事箇所を上げております町道6号線1工区に隣接した建物でございます。内容は、現在の建物の中の調査を実施する予定にしております。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）それは案になっておるにしろ、町長の行政報告にも書いてあるがね。何々を何件、何々を何件ぐらいまではええんよ。案でも内容まで載せて、次にこれが承認案件で出るということは、ちょっとわしはそれは順序がおかしいと思うんよ。それは間違いじゃないとあんたは言われるかどうか知らんが、案でも、町長が行政報告で言われるように、こういうことを何件、こういうことを何件承認に出してと、町長の行政報告にも書いてあるじゃない。それを、案でも内容を詳しく書かなくていいんよ。どうせ今日終わったなら終わってまた新聞記者が、聞屋がやるんじやから。こういうことが計上されましたけん、新規にこういうことを海田町はやりますと言えよ、その方がまだ格好がいいんじゃないの。だから、そこらを気をつけてもらわにや格好がつかんのじゃないかなと思うて言いよるんじや。案でも何でもかんでもええんよ。案じゃというて書いてあるけん先に出すというたら、ほな、議会で承認案件でここへ出したら、重みがないじゃない、重みが。わしはそういうことを言うんよ。物事は順序というものがあることであって。

それで、この6号線1工区は、物件調査委託料か、これはもう話がついたということか。そこらを。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）地権者とはおおむね話はついております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）提出議案の取材を受けたときの説明につきましては、再度これは逆に議会と、どこまで取材に応じるかというところについてご協議させていただきたいと思えます。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）だから、副町長、今後そういうことはええか悪いか十分検討してからやっていただきたい。実際に言うて、先に出るのは不快感じゃから。次回から。それを念頭に入れて調査・研究してください。以上で終わり。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）歳入の方からお尋ねいたしますが、諸収入の中に宝くじコミュニティ補助金、これは今からボランティアに対する謝礼の事業をやるということからこういう50万の補助が出てきたのかどうか、それをお尋ねいたします。

それからもう一つは、先ほどから歳入の中で広島県の介護基盤緊急整備基金、もともと広島県が基金を積み立てておって、それを緊急のところこうして補助金として配備しておるといように私は解釈するんですが、緊急というよりも、必要は必要でしょうけれども、緊急というのにあまり値しないのではないかなというような気がするんですが、その辺の解釈をお伺いしたい。6カ所か7カ所に配分されておるわけですね。そういうことです。

それからもう一つ、消防費の中に災害時要援護者の避難事業、先ほど説明がありましたけれども、介護に対する問題で、じゃ、具体的にどういう事業をされるのか、これをお尋ねします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）まず、歳入の宝くじコミュニティ助成でございますが、これは財団法人自治総合センターがコミュニティ助成事業の補助金として50万を出していただくものでございますが、これの対象は、今回補正歳出に計上しております防災用のリアカーの購入に充てるためのものでございます。

それから、3点目でございますが、災害時要援護者の支援事業につきましては、これから災害時要援護者避難プランを作成するということがあります。これで、身体障がい者であるとか高齢者であるとか、そういった方の対象に通知して、私はそのプランに乗

りますよという返事をいただいた方についての回答をいただくという作業をこれから行ってまいりますので、その通知を送って返事のなかった方のために、臨時職員を雇いまして、その方に戸別訪問して確認をとるという作業を行うための予算でございます。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（飯森）介護基盤緊急整備等基金の補助金に関してでございますが、これは従前からございました基金に、本年度6月に県が新たに積み足したものでございます。地域の支え合う体制づくりがさらに必要であるということでこの基金に積み足しをされたものでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今回の県の補助事業を予算化されていることに対しましては評価いたしますが、資料2ページから3ページにわたって地域活動の管理事業に使われていますが、ほとんどが施設用備品です。ここに上がるということは、本来であるならば、この補助金がなくても予算計上しないといけなかったものではないかと私は判断していますが、その点についてはどのようにお考えかということと、もう1点は、資料7ですけれども、海田に対しては1,264万5,000円補助金を充てられていまして、485万9,000円はもう予算化事業に財源を振り替えたという文言がありますけれども、どういう予算化事業だったのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1点目につきましては私からご答弁申し上げます。今回の県からの補助金につきましては単年度限りという形で、それと、資料7を見ていただいたらと思うんですけれども、立ち上げ支援以外に地域活動の拠点整備という形で出てまいりました。該当しそうな施設に対して、今後何らかの必要なものはないかと。当然、今年度の当初予算で査定したものではありませんし、今から必要なものがないかという意向調査を行いまして、この補助金に該当するものについては、今後の一般財源の縮減に努めるためにも計上させていただきました。本来でありますと、複数年度にわたる補助金等ございましたらいろいろなソフト事業に使えるのでございますけれども、単年度事業であったということと、6月に通知があつて8月までの回答という非常に限られた期間でございましたので、現在の財政状況にもかんがみまして、各施設において現在不足して、今後何らかの購入が必要になるだろうと思うものを前倒ししてこのたび計上させていただいたところで、今まで予算化していないものから拾わせていただきました。

- 議長（久留島）生活安全課長。
- 生活安全課長（臼井）当初予算に組んでおるものの財源振り替えをした事業でございますが、1点は防災ラジオ購入事業でございます。それからもう1点につきましては、災害時要援護者避難支援事業として策定委員会の委員の報酬であるとか、システムの購入費、ここらの事業に財源振り替えを行っております。
- 議長（久留島）西山議員。
- 11番（西山）先ほど、今回単年度限りの補助金であるということで、備品を、不足分という言葉は今、副町長はおっしゃったんですけれども、当初予算でそれは予算化されなかったものも、前倒しというよりも、平成23年度に現場からは上がってきたけれども、そこで予算化されなかった備品というのが私は随分含まれていると認識しているんですけれども、それは間違いなんですか。
- 議長（久留島）副町長。
- 副町長（三宅）23年度で査定減にしたものの復活というものはございません。このたび新規に各施設へ意向調査をして出てきたものでございます。
- 議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。原田議員。
- 13番（原田）13番、原田です。確認したいんですけれども、3ページの社会福祉費の中で社会福祉協議会助成事業で99万5,000円、車両をという話が今ありましたが、指定管理者制度であそこを社会福祉協議会に管理と運営をお願いしていますね。その中で、いわゆるハードに関しても町の方で予算を組んでお渡ししてお願いしている部分ですが、この車両もハードの部分に入っている指定管理者なのかどうか。社会福祉協議会が運営されていって、企画されて、それで収入源を求められて、その中で黒字が出ましたよという中で車両を購入されるというふうな考え方ができたと思うんですが、最初の指定管理者でお願いしたときの、ハードのものも、この車両も入っているのかどうか確認させてください。
- 議長（久留島）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（飯森）社会福祉協議会への車両の購入補助でございますが、これは指定管理とは関係なく、社会福祉協議会が新たに立ち上げた事業に対する町からの県を通したの間接補助という考え方でございます。以上でございます。
- 議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。岡田議員。
- 7番（岡田）7番、岡田です。東の小学校と西の小学校の防球ネットなんですけれども、

これは例えば授業中にネットを越えて校舎のガラスを割るようなことが再々起こるのか、あるいは、西の小学校みたいに、例えばグラウンドのフェンスを飛び越えてデオデオの駐車場の方へボールが行くようなことがあってこういうふうな補正を組まれたのかをお願いいたします。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）目的外使用でスポーツ少年団等の活動において支障があることから、このたび補正に計上したものでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）本来というか、当初予算でやるべきじゃないかと思うんですけれども。特に最近、例えば6月から夏休みとか、たびたびボールがグラウンドから出るとかいうふうなことが何件か実際にあったと思うんですけれども、それじゃ、何件ぐらいあったんですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）具体的な不具合、不自由な状況につきましては、6月議会以降、幾つかのスポーツ少年団から報告がございました。今、議員ご指摘のように、サッカーあるいはソフトボールにおいてフェンスを飛び出してのことが海田西小学校においては少なくとも2回、あるいは海田東小学校においては3回以上ガラスが割れるという報告がありましたので、緊急性あるものと判断し、計上したものでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）私は思うんですけれども、西の小学校も東の小学校も開校してかなり長いと思うんですけれども、急に今なったような感じじゃないと思うんです。以前からこういうようなことがずっとあったんじゃないかと思うんですけれども、もう少し例えば早い段階というか、当初予算でもそういうふうな措置というものがとられなかったのかというのをお願いしたいんですけれども。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）私どもとしましてはにわかな問題として、当初予算の段階では見込まれない事態への対応と考えるので、緊急性あるものと判断いたしました。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。住吉議員。

○4番（住吉）2点ほど細かいことを。水防事業で防災用リアカー56万4,000円を組んでおりますが、これは何キロ運べるものを何台買って、どこに置こうと思っているんですよ

うか。

あと、災害時要援護者支援で臨時職員1名雇用ということですが、登録同意はこの1名の職員だけで登録の同意を求めて回るのでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）まず、防災用リアカーにつきましては、最大積載量150キログラムのリアカーを6台購入する予定です。これにつきましては、町内の施設、最終的にはまだ確定はしておりませんが、役場、ひまわりプラザ、堀川ポンプ所、海田東公民館等々6カ所に置く予定にしております。それから、そのリアカーにつきましては自主防災会あるいは自治会で防災訓練等をするときに使用させてもらいたいという要望がありましたら、貸し出しもする予定にしております。

それから、要援護者の確認作業でございますが、この臨時職員とあわせて町の職員で回れるところ、それぞれ担当がございますので、そこらで回れるところについては協力して回っていきたいというふうには考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第32号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第32号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第8、第33号議案、平成23年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第33号議案、平成23年度海田町介護保険特別会計補正予算。平成23年度海田町介護保険特別会計補正予算につきましては、平成22年度の介護給付費等の確定に伴い、前年度分の超過した額について返還するための予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤） それでは、第33号議案、平成23年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。資料10の補正予算説明書をお願いいたします。2ページの歳出からご説明いたします。諸支出金の償還金及び還付加算金の償還金の償還金利子及び割引料2,369万8,000円の増額は、平成22年度介護保険給付費に係る支払基金交付金等法定負担金の精算確定に伴い、超過交付分を返還するためでございます。

次に、1ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。まず、繰入金の基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金2,300万3,000円の増額は、歳出で説明しました超過交付分を返還するためでございます。次の繰越金の69万5,000円の増額につきましても、歳出で説明いたしました返還金の財源として、前年度繰越金を充てるものでございます。

それでは、第33号議案をお願いいたします。保険事業勘定の既定の歳入歳出予算総額それぞれ2,369万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれを15億9,665万3,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第33号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第33号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第9、発議第8号、政党助成金（交付金）の廃止を求める意見書案についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。政党助成金（交付金）の廃止を求める意見書（案）、読み上げて提案理由といたします。

東日本大震災・原発事故で被災者・被災地が苦しんでいる中、民主、自民、公明、み

んなの党、社民党、国民新党、たちあがれ日本、新党日本、新党改革の9党が7月20日に2011年度の政党助成金、年間で320億円の2回目の受け付けとして総額約80億円を受け取りました。

政党助成金は、国民1人当たり250円の税金が原資。震災後の最初の交付（4月）で同じく80億円の政党助成金を受け取った9党の姿に、国民の心情は、政党助成金も災害の財源に回せ、このような声が相次いで上がっています。

地方議会でも、国民の多くが貧困で苦しんでいるとき、政党が税金を食いつぶすのは犯罪的である、政党助成金を廃止し被災者救援に充てるようななどの意見書の可決が相次いでおります。

その声に逆らって9党は政党助成金を受け取り、みずからの蓄財をしております。政党助成金制度が始まった1995年から今回の2回目までの政党助成金の総額は5,126億円に上ります。

支持政党にかかわらず国民の税金を各党に分配する政党助成金は、憲法が保障するに思想・信条に違反する制度であります。また、苦勞しなくても税金が転がり込んでくる、国民と結びつきが弱まり、政党の墮落にもつながっています。

こうした立場から、政党助成金の制度を撤廃し、被災者救援に全力を挙げるように求めます。

以上のことから次のことを要請いたします。

政党助成金（交付金）を廃止すること。

皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）佐中議員、反対、賛成、いずれの討論でしょうか。

○15番（佐中）賛成討論です。

○議長（久留島）反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）じゃ、賛成討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。政党助成金廃止の意見書に賛成討論を行います。

被災地の苦しみをよそに、震災4カ月で請求書を提出しております。被災地の苦しみ、平然と国民の税金を懐に入れる。7月20日に政党助成金、年総額320億円の2回目を受け取った民主ほか全部で9党は、政党の墮落を示しております。それは、9党が政党助成金をもらいたいという、総務省に請求書を提出した時期を見ると、はっきりいたします。民主、社民、新党改革の3党は7月1日に請求書を提出するとき、国会は会期延長されたものの、民主党と自民・公明両党などによる不毛な対決で空転していた最中でありました。知恵を出さないところは助けないと、被災地をないがしろにする暴言で松本龍復興相が辞任した7月5日に請求書を提出したのは、自民・公明両党の松本氏の辞任を受け、九州電力のやらせメール問題が浮上した最中でした。また、自民党の石原伸晃幹事長は、復旧復興に必要な国会の対応が第一と、大問題になって対応を粛々としていかなければならない、こういう発言をしながら請求しております。また、公明党の山口代表は、心ない言動で被災者の気持ちがどれだけ傷つけられたかなどと、記者会見でしきりに被災地を口にしながら、政党助成金を受け取る段取りをとっております。国民新党は、大震災・原発事故から4カ月たった7月11日に請求書。みんなの党と新党日本は、玄海原発、佐賀県の不安の声が上がって混乱しているとき、再稼働をめぐる九州電力のやらせメールが大問題になっていたさなかの7月7日に提出しております。たちあがれ日本は6月27日で、9党で一番早い請求書の提出でした。被災者の苦しみをよそに政党助成金を平然と受け取る政党の姿に、国民を代表する資格があるのかと、批判の声が上がりました。日本共産党以外の全政党はその後、民主主義のコストなどと言ってみずからの懐に入れ、蓄財にしてきました。2010年までの16年間の交付総額は5,038億円に上ります。1人当たり直すと4,266万円となり、国民から税金を受け取ったこととなります。

政治が国民から信頼を取り戻すには、まず政党がこのような助成金を受け取ることなく国庫に返納すべきときであります。異論のある人もいるかもしれませんが、しかし、今、政治家はもらっている分働いているのでしょうか。とても、もらっている分、国民のために働いているとは思いません。何もしていないのと同じです。だったら、お金など必要ないでしょう。また、企業・団体献金などを廃止するので、国民が税金を使って助けるという意味の制度です。いつまでたっても企業や団体献金をやめようとはしません。パーティー券だって企業に買わせております。企業にこれまでたかっているのであれば、政党助成金など要らないこととなります。今回だけはとりあえず国庫に返納して復興財

源とすべきなのに、そのような声が当の政治家から出てこないというのが不思議でなりません。被災者に全額渡しましょうという声を上げる真っ当な政治家はいないのでしょ
うか。この間、仕事らしい仕事もしていないわけですから、政党助成金は全額返納、歳
費に関しても一部返納しますと言えば、国民も納得する人が多いと思います。そのよう
なこともしないで、一方的に消費税を上げます、復興税を創設しますなどと言っている
から、ますます政治不信が現在強まっているわけであります。私の250円相当分が各政党
に政党助成金として渡っているのも事実であります。支持してもいない政党に金が渡る
のはどうしても私は納得できないし、我慢がならないというのは当たり前のことではな
いでしょうか。

ぜひ、政党助成金を廃止するこの意見書に賛成してくださるようお願いして、賛成討
論を終わります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、発議第8号に
ついて採決を行います。この裁決は起立によって行います。お諮りいたします。

発議第8号は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立少数と認めます。よって、発議第8号は否決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第10、発議第9号、尾崎川水系河川整備計画の早期実施を求める意  
見書案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでご  
ざいます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたしま  
す。これより、発議第9号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第9号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第9号は原案のとおりこれを決しま  
す。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、広島県知事をはじめ関係機関  
に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第11、発議第10号、東広島・安芸バイパスの建設促進を求める意見書案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第10号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第10号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第10号は原案のとおりこれを決めます。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

以上で平成23年第5回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後1時48分 閉会